

定款

NPO法人：大分県協育アドバイザーネット

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大分県協育アドバイザーネットといい、略称を（協育ネット）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、市民・企業・団体・教育機関などと教育の協働（以下、『協育』という）のための人材育成、『協育』の普及および実践、『協育』の調査および啓発などに関する事業を行い、家庭教育、学校教育と社会教育の連携・融合を推進して地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを通して広く公益に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 『協育』に関する人材育成、『協育』の普及および実践、『協育』の調査および啓発などに関する事業
 - ② 上記活動を行う他団体・機関との連携・共催・支援に関する事業
 - ③ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業

- ① 『協育』カフェに関する事業
- ② 『協育』に関する出版事業
- ③ その他の事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同し入会する個人をいう。
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するため入会する個人および団体をいう。
- (3) 特別会員：本会の趣旨に賛同し、かつ会が必要と認める市民・企業・団体・教育および行政機関、学識経験者などの個人および団体をいう。

(入会)

第7条 正会員および賛助会員あるいは特別会員として入会しようとする者は、この法人が定める入会申込書により申し込むものとし、この法人は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 この法人は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員および賛助会員は、会費を納入するものとする。

- 2 会費の金額は、総会の議決を経て別に定める。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) この法人に退会届を提出したとき。
- (2) 正会員である本人が死亡したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

- 2 賛助会員、特別会員については、前項各号の一を準用する。

(退会)

第10条 正会員、賛助会員および特別会員は、この法人が別に定める退会届を会に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為を行ったとき。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事の内、1名を理事長、若干名を副理事長、1名を事務局長とする。

(選出等)

第14条 理事および監事は、総会において選出する。

- 2 理事長・副理事長・事務局長は、理事の互選による。
- 3 役員の内には、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超え、総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事または職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けるときはあらかじめ理事会で定めた順序でその職務を代行する。
- 3 事務局長は、理事長の指示を受け、この法人の事務を掌る。
- 4 理事は、理事会を構成しこの定款の定めおよび理事会の議決に基づき、こ

の法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事長に意見を述べること、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了においても後任者が決まるまでは、その職務を行わなければならない。

4 前項の規程に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決に基づき解任することができる。ただし、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

(顧問および参与)

第20条 この法人は、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会で議決し、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。なお、賛助会員と特別会員の出席と発言は保障されるが、表決には参加できない。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選出と解任、職務および報酬、費用弁償
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他の新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織および運営
- (9) その他、会の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に定めるところにより、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した会員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 総会における正会員の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由で総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この書面は電子メールも可とする。
 - 3 前項の規程により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第53条を適用し、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合は、

その数を付記する。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および表決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議決は、理事総数の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。この書面は電子メールも可とする。

3 前項の規程により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および表決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第7章 事務局および委員会

(事務局)

第39条 この法人の日常的運営のために事務局を置き、職員を置くことができる。

2 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

3 職員は、理事会で議決し、理事長が任免する。

(委員会)

第40条 その他この法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

2 この委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産およびその他の事業に係わる資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は理事会が管理し、その方法は総会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計およびその他の事業に係わる会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第48条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および変更)

第49条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または変更を行うことができる。

(事業報告および収支決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併、または破産手続きの開始による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるものの内、解散の総会で定める。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則等)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事	園部 秀靖
〃	梅野 悦子
〃	加藤 俊一
〃	中川 忠宣
〃	八川 徹
〃	塩月 毅
〃	佐藤 真由美
〃	山本 美咲
〃	安達 美和子
監 事	秋元 須美子
〃	山上 伸子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の定めにかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初年度の事業計画および収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初年度の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

6 この法人の設立により、任意団体 大分県『協育』アドバイザーネットの会員、事業および一切の財産は、この法人が包括的に承継する。

7 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------|------------------------------|
| (1) 入会金 | なし |
| (2) 年会費 | 正 会 員 : 1. 0 0 0 円以上 |
| | 賛助会員 : 1口 10. 0 0 0 円 (1口以上) |
| | 特別会員 : なし |